

原 安 第277号
令和6年7月29日

唐津市長 峰 達郎 様

佐賀県知事 山口 祥義



原子力発電所の安全確保に関する協定書第5条に基づく連絡内容について（通知）

このことについて、原子力発電所の安全確保に関する協定書第5条（平常時における連絡）に基づき、以下のとおり九州電力株式会社から連絡を受けたので、平成18年3月26日付けで交換した「原子力発電所の安全確保に関する協定書に係る佐賀県と唐津市の確認書」に基づき、通知します。

- 1 玄海原子力発電所3，4号機の基準津波の見直しに係る原子炉設置変更許可申請について

〔佐賀県知事宛て 九州電力㈱代表取締役社長執行役員名〕
〔2024年7月25日付け 立コミ本第138号〕・・・別添1



別 添 1

立コミ本第138号

2024年7月25日

佐賀県知事

山口祥義様

九州電力株式会社

代表取締役

社長執行役員

池辺和弘

玄海原子力発電所3, 4号機の基準津波の見直しに係る

原子炉設置変更許可申請について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

かねてから当社事業につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社は、地震調査研究推進本部による長期評価を踏まえた玄海原子力発電所の基準津波の見直しに伴い、本日、別紙のとおり原子力規制委員会へ玄海原子力発電所3, 4号機の原子炉設置変更許可申請を行いました。

つきましては、「原子力発電所の安全確保に関する協定書」第5条第5号に基づき、ご連絡申し上げます。

今後とも、一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

玄海原子力発電所における基準津波の見直しについて

玄海原子力発電所の基準津波は、「対馬南西沖断層群」と「宇久島北西沖断層群」の連動を考慮して策定しています。

2022年3月に地震調査研究推進本部が公表した長期評価では、「宇久島北西沖断層群」や「中通島西方沖断層群」が分布する海域の活断層を「第1五島堆断層帯」としています。

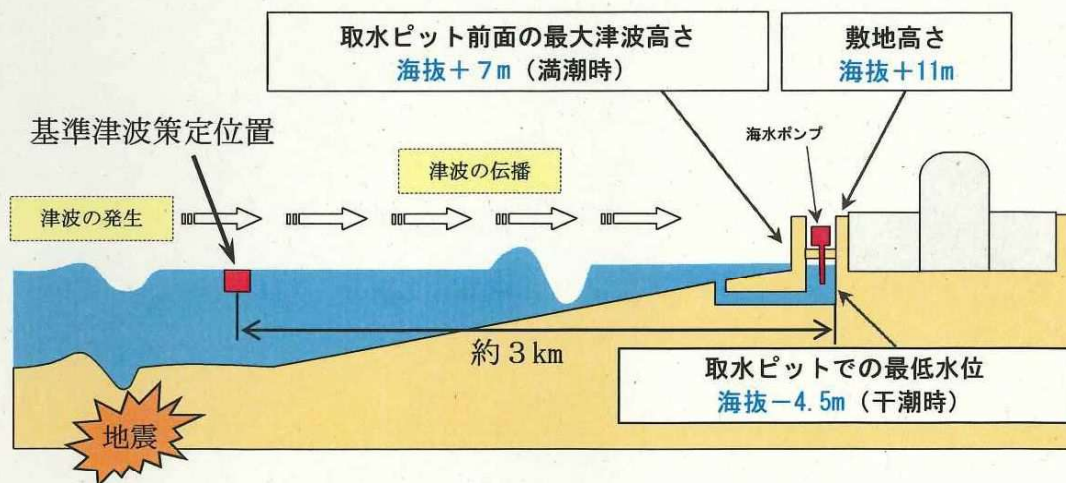
当社は、同本部の長期評価を踏まえ、更なる安全性・信頼性向上の観点から、「対馬南西沖断層群」と「第1五島堆断層帯」の連動を考慮し、基準津波の見直しを行いました。

また、基準津波の見直しに伴い、玄海原子力発電所での津波の影響を評価した結果、敷地高さ（海拔+11m）は十分に高く、安全性に影響がないことを確認しています。

【津波評価の概要】

	現 行	今 回
基準津波高さ (発電所沖合約3km地点)	約0.7m上昇	約1.3m上昇
取水ピット前面の最大 津波高さ（満潮時）	海拔+6m程度	海拔+7m程度
取水ピットの 最低水位（干潮時）	海拔-4.5m程度	海拔-4.5m程度※

※ 引き波に伴う海面下降時については、長期評価を考慮しても、海水ポンプが取水できることを確認



(参考) 長期評価を踏まえた津波の波源



以 上